

1 基本計画の趣旨

- ◆市町村及び県は共同して、国の基本方針に基づき、事業者が実施する**地域経済牽引事業**※の促進に関する基本計画を作成する。
 - ◆事業者は、基本計画に基づき地域経済牽引事業計画を作成し、県知事等の承認を受けることで、支援措置を受けることができる。
- ※地域経済牽引事業・・・既存の産業集積や観光資源等の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引拡大、受注機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業

2 地域の特徴

- 【インフラの整備状況】
 - ◆阿蘇くまもと空港へのコンセッション方式（運営権売却）の導入検討や、八代港のクルーズ船の拠点化にむけた整備が予定
- 【産業構造】
 - ◆農業、林業、漁業産出額がそれぞれ全国6位、8位、13位と全国有数の農林水産物の生産県
 - ◆製造品出荷額の4割以上を占める、電子部品・デバイス・電子回路、輸送用機械器具、食料品製造業が集積
 - ◆阿蘇五岳、黒川温泉等を有する阿蘇地域を中心に、外国人旅行宿泊客が10年前の2倍以上になるなど、観光資源が豊富
- 【人口分布の状況等】
 - ◆高齢化や首都圏等への人材流出等に伴う労働力不足、地域経済の衰退
- 【熊本地震による被災状況等】
 - ◆熊本地震による生産設備等への甚大な被害、サプライチェーンの寸断等

3 目指す地域の将来像の概略

地域経済牽引事業の重点的支援による熊本地震からの**創造的復興**の早期実現

- 競争力ある農林水産業の実現
- 産学官連携による新事業等の創出、更なる産業の集積
- 国立公園、阿蘇くまもと空港、八代港等を核とした観光業等の振興
- 熊本地震を教訓とした災害に強い企業づくり

目標	付加価値創出額	14,210百万円
	平均付加価値額	101.5百万円（1件あたり）
	域内への波及効果	1.4
	承認件数	100件

促進区域：県内全域※

※環境保全上重要な地域（自然環境保全地域等）を除く

【重点促進区域】 県、市町村であらかじめ設定
市町村：土地利用調整計画

県が同意

農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

4 地域経済牽引事業として求められる事業内容

【（1） 地域の特性の活用】

- ①本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野
- ②本県の阿蘇地域の山々や天草地域の海等の自然環境や米、大豆等の地域資源を活用した自然共生型産業分野（アグリ・バイオ・ヘルスケア・食品加工・環境・水等）
- ③本県の半導体、輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等の産業集積を活用した成長ものづくり・情報通信関連分野
- ④本県の阿蘇くじゅう国立公園等の観光資源や2019女子ハンドボール世界選手権大会・ラグビーワールドカップ2019等のスポーツイベントを活用した観光・スポーツ分野
- ⑤本県の熊本県産業技術センター等の設備・ノウハウの蓄積や、熊本県IoT推進ラボのネットワークを活用した第4次産業革命分野
- ⑥本県の熊本地震で学んだ教訓（BCP対策等）を活用した災害に強い企業づくり分野
- ⑦本県の熊本空港や八代港、熊本港、熊本駅等の交通インフラを活用したまちづくり分野

【（2） 高い付加価値の創出】

促進区域内において、新たな事業所が一つ立地するのと同様以上の付加価値額を創出 **36.6百万円**

【（3） 地域の事業者に対する経済的効果】

- 促進区域内において、いずれかの効果が見込まれる事業
- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で**1%**増加
 - ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で**10%**増加
 - ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で**1%**増加
 - ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で**4%**増加

- ①人材に関する支援措置、②設備投資に対する支援措置、③財政・金融面の支援措置、④情報に関する支援措置、⑤規制の特例措置等

地域経済牽引支援機関（14社）による支援
公設試、産業支援機関、金融機関、大学等